

「まん延防止等重点措置」終了後の 学校における感染防止対策の手引き

はじめに

1 現状と課題	2
2 予防的対策の徹底	3
(1)基本的な感染対策	
(2)「まん延防止等重点措置」終了後に特にお願いしたいこと	
(3)授業・学校行事・部活動の対策について	
(4)感染リスクが高まる場合とは	
(5)迅速な受診・検査	
3 陽性者発生時の対応	9
(1)濃厚接触者特定までの対応	
(2)濃厚接触者特定後の対応	
4 学びの保障と居場所の確保	10
(1)各教科等の指導における感染症対策	
(2)学級等が閉鎖された場合の対応	
(3)登校に不安を感じる児童・生徒への対応	
(4)居場所の確保	
5 教職員のワクチン追加接種	13

～はじめに～

令和4年1月以降、オミクロン株による新規陽性者数の激増により、1月27日から「まん延防止等重点措置」が全県に適用され、極めて強い感染防止対策が講じられてきました。

現在、直近1週間（2月25日～3月3日）の新規陽性者数は2,426人、人口10万人当たりで118.45人、確保病床使用率は30.6%となっています。「まん延防止等重点措置」の終了に向けては、「確保病床使用率35%を安定的に下回ること」を目安としましたが、新規陽性者数、確保病床使用率ともに着実に減少していること、加えて、ワクチンの追加接種が順調に進んでいることを踏まえ、「まん延防止等重点措置」については、3月6日をもって終了することとなりました。

しかし、小学生の新規陽性者数は依然として高い水準で推移しています。「まん延防止等重点措置」終了後も、学校においては、基本的な感染症対策の徹底に加え、これまでの「予防的対策の徹底」と「陽性者発生時の基本的な対応」を原則継続することで、可能な限り児童生徒の感染リスクの低減を図る必要があることから、終了後の感染防止対策について本手引きを作成しました。

感染状況が落ち着いた中で卒業式や新学期を迎えられるよう、今一度感染防止対策の徹底をお願いいたします。

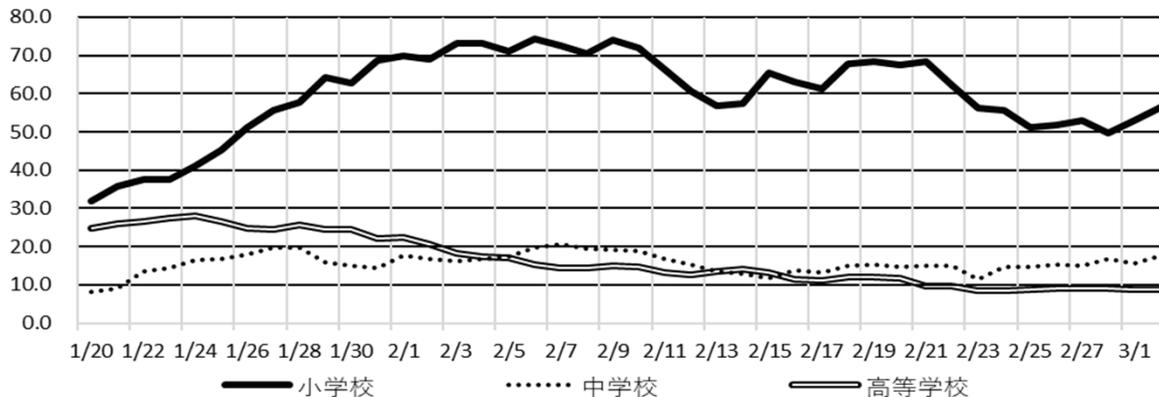
オミクロン株の特徴（令和4年2月開催の文部科学省研修資料より）

- ・感染すると90%の人が発症（10%の人は無症状）
- ・潜伏期間が短い（暴露した日から発症するまで3日の人が多く、5日までに95%の人が発症）
- ・デルタ株に比べて3～4倍の伝播性（広がりやすさ）がある

1 現状と課題

(1)現状と課題

【新規陽性者数(R4.3.1時点 1週間の移動平均)】



- ・ 3月1日時点の県内の新規陽性者数のうち、10代未満及び10代が占める割合は3割程度
- ・ 特に、**小学生の新規陽性者数は**ピーク時（2月5日頃）と比べ **減少傾向にはあるが、依然として高い水準**（まん延防止等重点措置適用開始時（1月27日）頃と同程度）

【これからの感染対策に向けて】

- ・ 学校内で感染したと思われる児童生徒は、一人目の陽性者の最終登校日から概ね5日以内に発症しており、陽性者の最終登校日から5日間を学級閉鎖とする対応は、学校内での感染拡大を防ぐうえで一定の効果がありました。
- ・ 小学校で集団感染が多く発生していましたが、5日間の学級閉鎖等の**休業ルール導入後は、集団感染が減少**しています。
- ・ 分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられています。
- ・ 小学校での集団感染では、休み時間の接触により感染が広がったと思われる事例が複数ありましたが、他学級との交流接触を控える**対策導入後は他学級への感染は抑えられています。**
- ・ この時期しか開催できない**卒業式や入学式を安全に実施するためには、感染防止対策を徹底する**必要があります。
- ・ まん延防止等重点措置期間中実施していなかった**部活動は**、体力回復までに1か月程度要することや、4月10日頃から公式大会が始まることを踏まえ、**怪我防止の観点から段階的に通常の活動へ移行**する必要があります。



「まん延防止等重点措置」終了後も、徹底した感染対策が必要です！



(1) 基本的な感染対策

学校における教育活動については、「県立学校運営ガイドライン」等により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしてきました。

基本的な感染対策は引き続き徹底していただきますようお願いします。

毎日の健康観察の徹底

- ・健康観察アプリや健康チェックカード等を活用
- ・児童生徒・教職員やその家族が体調に異変を感じたらその間登校・出勤しないことを徹底（休日の体調不良も）

こまめな換気の徹底

少なくとも30分に1回。常時換気していても、休み時間には窓を全開にするなど換気の徹底を

身体的距離の確保

座席の配置は、できるだけ2 m（最低1 m）を確保、対面は避ける

昼食時の感染対策

- ・食事前、食事後の手洗い及び机上（配膳台を含む）の消毒を徹底
- ・対面での飲食は避け、食事時の会話は控える

授業

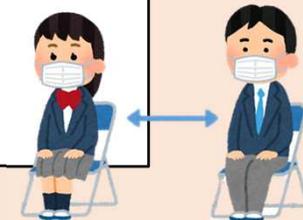
- ・対面授業とオンライン授業や、自宅での課題学習を併用
- ・感染リスクが高い学習活動は行わない

学校行事

- ・不要不急の行事は自粛し、開催が必要な行事は感染防止対策を徹底し実施
参加者の間隔が1 m以上とれるよう配慮する等

部活動

- ・練習強度を徐々に上げるなど、段階的に再開
- ・レベル5の地域では...
活動時間を短縮（2時間程度）
感染リスクの高い活動は行わない
練習試合、合宿等は行わない



2 予防的対策の徹底

(2)「まん延防止等重点措置」終了後に特にお願いしたいこと

！ 引き続き年度末休業までは分散登校、対面授業とオンライン授業の併用などを実施願います！ P5

分散登校を行っていた学校では、児童生徒同士の接触機会の低減が図られ、集団感染が抑えられていました。

！ 不要不急の行事は自粛し、卒業式など開催が必要な行事は感染防止対策の徹底をお願いします！ P5

参加人数の制限や時間の短縮など、対策を講じても安全な実施が困難な場合は、中止又は延期してください。

！ 部活動は、短時間や少人数の活動から始めるなど、段階的な活動再開をお願いします！ P6

県の感染警戒レベル5の圏域では、感染リスクの高い活動は控えてください。

**！ 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合は登校させないでください！
(兄弟関係が在籍する学校への連絡をお願いします)**

家族内では子どもが最初に発症し、家族のほとんどが感染しています。

！ 他の学級との交流や接触機会をできる限り減らしてください！

隣の学級や、同じフロアの学級などに感染が広まっているケースがあります。

！ 先生がいない“休み時間”なども基本的な対策を徹底してください！

マスクが正しく着用できていなかったり、友達と近寄り密な状態になりがちです。

！ 陽性者が発生した場合の学級閉鎖等は、これまでの取扱いを継続してください！ P9

オミクロン株の特性に対応した取扱いを継続してください。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

2 予防的対策の徹底

(3)授業・学校行事・部活動の対策について

①授業

引き続き年度末休業までは分散登校、対面授業とオンライン授業の併用などを実施してください。

特に、**感染警戒レベル5の圏域**では...

★**感染リスクの高い各教科の学習活動は行わないでください。**

[感染リスクの高い学習活動の例]

- ・ 児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・ 室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・ 児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・ 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

②学校行事

不要不急の行事は自粛し、卒業式など開催が必要な行事は感染防止対策の徹底をお願いします。
参加人数の制限などの対策を講じてもなお、安全な実施が困難である場合は中止又は延期をお願いします。

卒業式・入学式では...

- ・ 会場の密を避けるため、参加者の間隔が1 m以上とれるよう十分配慮
- ・ 参加する児童生徒や保護者は、日ごろより健康観察をしっかり行い、式当日に健康チェックカードを提出
- ・ 式当日、参加者やその同居者に風邪症状がある場合は参加しないことを徹底
- ・ 式後の教室内でのホームルームや写真撮影時にも、密に配慮を

卒業生を送る会や新入生歓迎会を行う場合には...

- ・ 大きな声を出すような内容や密になる場面がないように事前に確認
- ・ 在校生が演奏やパフォーマンスなどを行う場合には、リモートや事前の録音・録画による実施を検討

2 予防的対策の徹底

③部活動

感染リスクの低減及び怪我防止の観点から、まずは短時間や少人数での活動から始め、徐々に練習強度を上げるなど、段階的に通常活動への移行をお願いします。

特に、感染警戒レベル5の圏域では...

- ★1日の活動時間は2時間程度 ★練習試合、合宿等を行わない
- ★近距離で組み合ったり接触したりする感染リスクの高い活動は行わない

部活動を再開するにあたって特に注意いただきたいこと

! 活動前後

- ・本人や家族が体調不良の際は活動に参加しないことを徹底
- ・部室や更衣室などを使用する場合は、少人数かつ短時間
- ・部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）は、使用前後に必ず消毒
体育館出入り口のドアノブなど、多くの人が触る場所もこまめに消毒

! 活動中

- ・休憩時や練習メニューの切り替わり時には、こまめな手洗い・手指消毒
- ・ビブスや水分補給等の用具（ジャグタンク等）などは、共用での使用は避ける
- ・運動時以外は、マスク等の着用を徹底
試合中のタイムアウト時など、マスクの着用ができない場面ではタオル等で口を覆う
練習開始、終了時などの声を出す場面、ベンチ入り選手がゲームに出ていない場面でも、マスクを着用

! 昼食・飲食

- ・帰宅中の生徒同士での飲食は控える
- ・休日や春休み中の活動では、極力昼食を挟まない日程に
- ・昼食を挟む場合でも、対面での飲食を避け、黙食を徹底
特に、狭くて換気が不十分な場所での飲食は危険！

! 休日・春休み

顧問の先生が、「長期休業および休日の部活動における感染防止対策チェックカード」により毎回、感染防止対策が徹底されていることを確認（令和3年7月29日付け通知）

2 予防的対策の徹底

(4)感染リスクが高まる場合とは（最近の感染事例から）

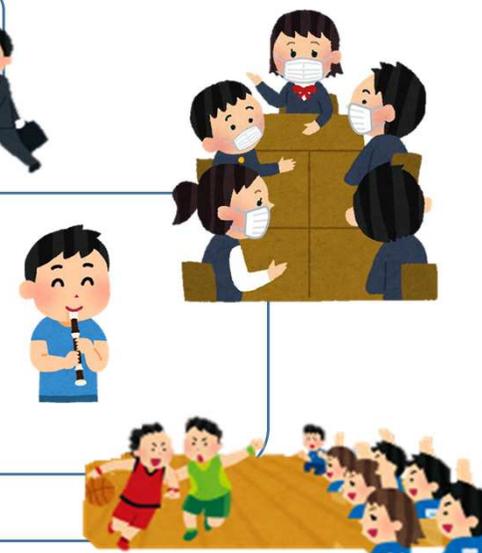
登校

家族が体調に異変を感じているのにも関わらず、登校してしまった



授業

- ・長時間、近距離の対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・室内で児童生徒が近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器演奏
- ・児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・休み時間に密な状態で他クラスの友達と遊んでいた



運動

- ・部室や更衣室等の換気が不十分で狭い空間に大人数で長時間滞在してしまった
- ・体育や部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）の消毒が不十分だった
- ・マスクを外して行う活動時に、こまめな手洗い・手指消毒が不十分だった
- ・運動の合間の休憩時などにマスク着用が徹底されていなかった



飲食

- ・教室での飲食時の前後に机上の消毒が行われていなかった
- ・換気が不十分な室内で飲食をした
- ・対面での飲食や食事中的会話があった
- ・食事前後の会話の際のマスク着用が不徹底だった
- ・教室内での歯磨きの後机上の消毒を行わなかったためウイルスが飛散し感染が広まった
- ・給食をおかわりする際、手の消毒をせず、おたまやしゃもじを使いまわした



2 予防的対策の徹底

(5) 迅速な受診・検査

児童生徒等に、発熱、咳等の症状があった場合、速やかに医療機関を受診・検査することが大切です。陽性が判明しても、速やかな学級閉鎖や濃厚接触者の特定等が可能となり、学校内での感染拡大防止につながります。児童生徒等に発熱、咳等の症状があった場合、以下の対応をお願いします。

① 登校後に症状が出た場合

(全員共通)

速やかに早退し、医療機関を受診

(小学校4年生以上、教職員)

- ・ 学校で保有している抗原簡易キットによる検査（養護教諭等が対応）
- ・ 結果が陽性だった場合は、学校が診療・検査医療機関を紹介し受診
- ・ 陰性だった場合はかかりつけ医を受診

② 休日や夜間に症状が出た場合

(検査キットが自宅にある場合は、自宅で検査)

- ・ 陽性だった場合は休日外来のある医療機関を受診し、学校へその旨連絡
- ・ 検査キット結果陽性を受け、学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

(検査キットが自宅にない場合は、休日外来のある医療機関を受診)

- ・ あらかじめ学校は、各地域の休日外来の医療機関を把握し、問合せに対応
- ・ 陽性だった場合は医師の指示により療養し、学校へ速やかに連絡
- ・ 学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

なお、医療機関等で陽性が確定する前であっても、簡易キットにより陽性が確認された場合には、陽性として扱い、学級閉鎖等の対応を行います。

その後、医療機関等で陰性であることが判明した場合には、学級閉鎖等は解除してください。



新学期は特にご注意ください！

休日や夜間であっても速やかな連絡ができるよう、家庭から学校への連絡方法を生徒や保護者とあらかじめ確認してください。

学校は、陽性者が発生したら、以下のご対応をお願いします。

これらの対応を取ることをあらかじめ周知していただき、保護者に理解していただくよう努めてください。

(1) 濃厚接触者特定までの対応

- ①陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、感染防止のため、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を
 - ・登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない。
なお、帰宅後の家庭での受入れ状況など（特に、低学年の児童等）十分に配慮すること。
 - ・休日、夜間等に陽性者が判明した場合には登校させない。
- ②保健所の助言を受けて、濃厚接触者の候補者リストを作成し、保健所に提出
- ③保健所は候補者リストを踏まえ、濃厚接触者を特定し、学校へ連絡

(帰宅させる範囲の考え方)

- ・校舎の構造などを踏まえ、手洗い場や廊下などを共用する同一フロアの学級
- ・登下校や休み時間、講座別授業などで、陽性者と接触した可能性のある児童生徒
- ・陽性者の確認が午後で、下校予定時刻が近づいている場合には、保護者への負担などを考慮し、同一学級の児童生徒のみ帰宅とすることも想定

(2) 濃厚接触者特定後の対応

- ①保健所から濃厚接触者の特定がされた後、陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖
- ②学年内で複数の学級を閉鎖する場合には学年を、学校内で複数の学年を閉鎖する場合には学校全体を、それぞれの状況が解消されるまでの間閉鎖

なお、他学級との交流等を極力控えますが、それでも他学級の児童生徒が濃厚接触者に特定される場合があります。陽性者が発生していない学級においても、20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、当該学級を閉鎖します。

ただし、学校の状況や地域の感染状況により、学校医等と相談の上さらに幅広い休業措置を取る場合も妨げません。

4 学びの保障と居場所の確保

(1)各教科等の指導における感染症対策

対面による各教科等の指導を行う場合には、以下の点に留意して実施します。

- ① 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。
- ② 複数の児童生徒が共用で教具(実験器具、体育器具、用具等)を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- ③ 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

(2)学級等が閉鎖された場合の対応

以下を踏まえたうえで、オンラインを活用した学習を行います。

- ① **タブレット端末の持ち帰り**
 - ・公用端末を家庭で利用できるよう、学校は持ち帰りに係るルールを工夫
 - ・家庭のWi-Fi環境の状況を予め把握し貸出用ルーターの活用や公衆Wi-Fiが利用できる施設等を確認
- ② **オンライン授業**

学校の実情にあわせ、臨時時間割の作成や指導計画の見直しとともに、次の方法を組み合わせるなどし、学びの機会を保障

 - ・ビデオ会議システムを活用したフルオンライン授業
 - ・オンデマンドで視聴できる授業動画
 - ・クラウドを利用した課題配信
- ③ **学級活動**

学級担任は毎日児童生徒の健康観察を継続するとともに、児童生徒の相談や保護者との面談を行う等、心のケアを実施

(3)登校に不安を感じる児童生徒への対応

児童生徒が感染を心配して出席しない場合や、感染を予防するために保護者が児童生徒を出席させない場合は、家庭と連絡を取り、健康状況や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行います。

この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱い、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」等として記録します。

【県内の参考事例】

県内では、学びを保障するために、様々な工夫により授業が行われています。次の事例を参考に、引き続き児童生徒の学びを確保してください。

自宅にいてもリアルタイムで授業に参加できるハイブリットな授業の工夫（A市）

- 〔一方向型〕 登校した児童生徒は、通常の対面授業を実施。自宅にいる児童生徒は、リアルタイムで実施されている対面授業をオンラインで視聴。
- 〔双方向型〕 登校している児童生徒と自宅にいる児童をオンラインでつなぎ、様々なアプリを活用して話合いや情報交換等を行う。

低学年の発達段階を踏まえたオンライン学習（B市）

- ・低学年は、キーボードが打てないことで活動の幅が狭くなったり、見ているだけのオンライン授業だとすぐ飽きてしまうため、双方向型のオンライン授業を実施。
- ・キーボード入力を必要とする際には、入力に不慣れな児童に配慮し、ノートに書いたものをカメラで写し、それを送信・共有するように工夫。

受験シーズンの生活リズムに配慮したオンライン学習（C市）

- ・中学校において、「登校しての対面授業」と「一方向のオンライン授業」を選択できるように実施。3年生の中には自宅で自分のペースで学習を進めることができ、落ち着いて受験に望むことができたという声もあった。

一人でオンライン授業に取り組むことが困難な生徒への配慮（高校）

- ・家庭での通信環境の整わない生徒や発達障がい等一人でオンライン授業に取り組むことが困難な生徒に対しては、できるだけ登校してもらい、教室で十分に距離をとるなど感染対策を講じた上でオンライン授業を実施

4 学びの保障と居場所の確保

(4)居場所の確保

- ①臨時休業を行う場合には、一人で家にいることが難しい小学校低学年の児童を考慮し、居場所の確保を検討してください。

例えば…

「放課後児童クラブ」「児童館」「児童センター」… お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。

「信州こどもカフェ」… 県HP「信州こどもカフェ（子どもの居場所づくり）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/hitorioya/ibasyohome.html>

「放課後こども教室」… 県HP「新・放課後子ども総合プランについて」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/katei/hokago.html>

- ②保護者が子どもの世話をを行うため仕事を休まざるをえなくなった場合、**厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」**の制度を周知してください。

「小学校休業等対応助成金」

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する国の制度です。
- この助成金は事業主が労働局に申請することとなっていますが、保護者が個人で申請しやすくなるよう手続きが見直され、事業主が申請しない時には、個人での申請が可能になります。
- 下記ページのリーフレット等を活用し、学校から保護者等へ改めて周知ください。

厚生労働省ホームページ「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



5 教職員のワクチン追加接種

感染の急拡大を踏まえ、学校の教育活動継続の観点からも、ワクチンの追加接種を希望する教職員が速やかに接種を受けられるよう、県では教職員を県設置団体接種会場等における早期接種の対象としています。なお、居住する市町村から接種券が届いていない教職員も接種可能です。

県設置団体接種会場での追加接種

圏域名	佐久圏域	上田圏域	諏訪圏域	上伊那圏域	南信州圏域	木曽圏域
接種会場名	県佐久合同庁舎 (佐久市)	県上田合同庁舎 (上田市)	県諏訪合同庁舎 (諏訪市)	伊那文化会館 (伊那市)	エス・バード (飯田市)	県木曽合同庁舎 (木曽町)
接種日(3月分) (3月5日以降)	3月5・6・ 19～21日	3月12・13・ 26・27日	3月5・6・12・ 13・19・20日	3月5・6・17・ 18・25・26日	3月5～7・ 11～13日	3月26・27日
接種時間	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	10:00～16:30	9:30～16:00	9:30～16:00
接種可能人数	300人/日	300人/日	240人/日	400人/日	400人/日	240人/日



圏域名	松本圏域		北アルプス圏域	長野圏域			北信圏域
接種会場名	県松本合同庁舎 (松本市)	安曇野スイス村 サンリッツ(安曇野市)	県大町合同庁舎 (大町市)	ホテル味リタ長野 (長野市)	千曲市ふれあい 福祉センター(千曲市)	飯綱町民会館 (飯綱町)	県飯山庁舎 (飯山市)
接種日(3月分) (3月5日以降)	3月5・9～13・16～ 21・24・27～29日	3月19～24日	3月12・13・ 19・20日	3月7～9・11・16・ 19・24～27日	3月5～7・ 20～23日	3月10～13日	3月5・6日
接種時間	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00	9:30～16:00
接種可能人数	600人/日	600人/日	240人/日	300～1,200人/日	400人/日	400人/日	300人/日

○予約方法・・・インターネット又は電話により予約してください。

- ・インターネット予約：県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>専用予約システムから申請して予約
- ・電話予約：県ワクチン接種会場運営事務局(026-480-0400)に電話して予約

○詳細は、「県設置団体接種会場での新型コロナワクチン追加接種について(令和4年2月18日付け及び令和4年3月2日付け通知)」他参照

○最新情報は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場 参照

県設置職域接種会場での追加接種

会場名	長野会場	松本会場
接種会場名	県長野合同庁舎 別館 (長野市)	松本歯科大学 (塩尻市)
接種日(3月分)	3月7・17・18・24・25日	3月5・12・26日
接種可能人数	180～260人/日	300人/日

※県設置職域接種会場での追加接種は、県立学校に勤務する教職員のみ対象です。

※接種ワクチンは、県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、モデルナ社製ワクチンとなります。

※県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、接種日は今後も追加される予定です。

○予約方法・・・「ながの電子申請サービス」により予約してください。

○詳細は、「県設置職域接種会場での新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)について(令和4年2月10日付け通知)」他参照

◎追加接種の概要は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>使用するワクチン 参照